

令和 2 年 3 月 5 日

医療機関の長 殿

茨城県医師会会長 諸岡 信裕

「新型コロナウイルス関連感染症：第14報」

茨城県医師会では新型コロナウイルス等対策本部(本部長＝諸岡県医師会長)を3月3日に立ち上げ、県と緊密な連絡をとりながら感染の拡大に備えた対策を検討しました。また、3月4日は木庭保健福祉部長にも出席いただき、県内8か所の郡市医師会を TV 会議で結び、新型コロナウイルス対策郡市等医師会長会議を開催しました。県からの状況説明と今後の方針について説明があり、県医師会としての対応について協議しました。

1)PCR 検査は、原則帰国者・接触者外来のみで行う方針は当分の間変わりません。

PCR 検査を民間機関で行うことで、受け入れ可能数を増やすことにより、一般の医療機関でも検査が可能になるというような報道がありましたが、原則として、今後も PCR 検査は帰国者・接触者外来で十分な感染防護策をとった上で行う方針には変わりはありません。

また、PCR 検査は今月6日付で保険適応になると厚労省が発表しました。検査ができるのは帰国者・接触者外来など一部の医療機関に限定することになるそうです。

ただし患者が増加して現在の県内 21 の医療機関に設置されている帰国者・接触者外来で対応しきれなくなったときは他の医療機関の協力を求めて帰国者・接触者外来を増加して対応する予定です。さらに感染が拡大して県内に感染が蔓延した場合は、積極的疫学調査として PCR 検査の意義がなくなりますので、方針転換して検査対象を重症者に限定することになる予定です。

2)感染が拡大した場合、軽症者は必ずしも医療機関を受診する必要はないことを地域住民に対して呼び掛けることになっています。

感染が拡大し増設した帰国者・接触者外来でも対応できなくなった場合、一般医療機関で外来、入院の診療を行うことになっています。しかしながら、特異的な治療薬が現在のところなく通常の風邪と変わらない程度の症状であれば、検査をしない一般医療機関に受診する意義は少ないと考えられます。また、医療機関への患者の殺到を防ぐため症状が軽い場合は医療機関を受診せず自宅で療養することを住民に呼びかけることになっています。

感染を疑って受診をする際も医療機関に事前に電話連絡を行い、医療機関側では時刻や入口などの調整を行うなどできるだけ他の患者と分けて診療を行い、可能な限り医療機関での感染拡大を防ぐことが求められています。

3) 電話連絡をできるだけ利用して直接接触を少なくすることになっています。

保健所に設置されている帰国者・接触者相談センターは、上記の理由で軽症者には自宅待機を要請することがあります。その際、状態が変化した場合は帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医に相談して医療機関を受診することになっています。

ただ、「状態の変化」とだけいわれても一般の人は不安になるので、「状態の変化」の具体像を示すことや、きめ細かな相談に応じる体制が必要です。その意味で、現在の体制では帰国者・接触者相談センターの体制は不十分と思われ体制強化が求められています。また、医療機関では本疾患に関する受診相談のみならず、慢性疾患を有する定期受診患者等が継続的な医療・投薬には電話再診で対応するように求められています。また、処方箋はファックスでの送付も可能になりました。

4) 茨城県のマスクの備蓄にも余裕はありません。

茨城県で備蓄しているマスクは、感染症患者と接することの多い、帰国者・接触者外来や感染症指定医療機関に優先して提供しています。日本全体でも備蓄には余裕がなく、一般の医療機関に対しての提供までは出来ないようです。日本医師会も国に対して優先的に供給するよう要望しています。

5) 最新の県内の情報は茨城県(茨城県感染症センター)のホームページを利用してください。

茨城県感染症情報センターのホームページのトピックスのコーナーに新型コロナウイルス感染に関する最新情報が載っています。また、3月1日に県で開催された防衛医大の加來先生の講演がアップされており院内感染対策についての動画による説明があります。